短時間労働者の適用拡大について

(公的年金制度の持続可能性の向上を図るための 国民年金法等の一部を改正する法律案の概要)

平成28年3月24日 厚生労働省

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

概要

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成28年10月実施)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

- ※ 501人以上の企業等を対象に、平成28年10月から適用拡大を実施することは既に法定化。
- 2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。 この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

- 3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は平成33年4月施行)
 - 公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。
 - (1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で 前年度までの未調整分を含めて調整。
 - (2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。
- 4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部公布日から3月以内)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(公布日から3月以内施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進

○ 労働参加の促進と年金水準の確保等のため、501人以上の企業における平成28年10月の被用者保険の 適用拡大(※)の施行の日から、500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への 適用拡大を可能とする。【公布日施行(平成28年10月実施)】

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする)

※ 501人以上の企業等を対象に、平成28年10月から適用拡大を実施することは既に法定化。

現行

501人以上の企業等への適用拡大(平成28年10月~)

5

500人以下の企業等にも適用拡大

〇週30時間以上



- ①调20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③勤務期間1年以上見込み
- ④学生は適用除外
- ⑤被保険者である従業員 501人以上の企業等

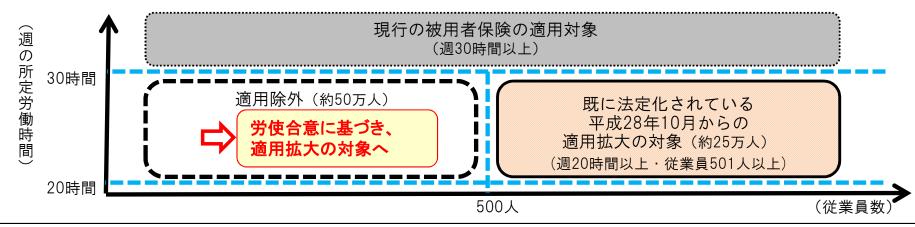
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)



- 左記①~④の条件の下、<u>500人以下</u> **の企業等**について、
- ・<u>民間企業は、労使合意に基づき、</u> 適用拡大を可能に
- ・国・地方公共団体は、適用とする

※施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

<被用者保険の適用拡大のイメージ>



※ 就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対し、取組への一時的な支援を実施予定。(雇用保険二事業のキャリアアップ助成金の活用)

(参考) 短時間労働者の適用拡大に伴う医療保険等における激変緩和措置

○ 短時間労働者には低所得者が多いことに鑑み、各保険者に加入者数で按分されている後期高齢者支援金(加入者割相当分)・ 介護納付金の算定において、報酬(標準報酬月額と標準賞与額の年平均額ベース)が10.1万円未満(標準報酬月額に換算して9.8 万円以下)の者と、その被扶養者の人数(特定加入者)を0.01人換算で補正する。(※)

